

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
基本計画全般について		
1	特定技能制度が本年4月に創設されたことを踏まえると、中でも「我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと」、「受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと」、「安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと」の3点の基本方針に係る取組は、今まで以上に重視していくべきである。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	今回の基本計画は今後2年程度を対象としているが、各施策の実施状況の確かな把握とフォローアップを実施するなど、PDCAサイクルをしっかりと回していくことが重要である。	御意見を踏まえ、施策の計画的実施と改善に努めていきます。
3	今回の基本計画は、出入国管理政策懇談会からの「意見等をも踏まえ」とはされているものの、懇談会において議題として挙げられた形跡はなく、法務省内部で策定されたように見える。外国人の受入れについての「国民的議論の活性化」のためには、この計画案の策定自体も、積極的な情報公開や議論への参加の保障という民主的手続によって行うべきである。	出入国管理政策懇談会において、基本計画に関する御議論をいただいておりますが、政策懇談会としての報告を受けたものではないため、誤解のないように記載を修正させていただきます。
4	出入国在留管理行政における取組の基本方針として、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと」、「受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと」、「難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと」が掲げられているが、これらの基本方針には賛成する。	基本方針に基づき、出入国在留管理行政における制度の施策の着実な実施に努めてまいります。
5	今後作成される出入国在留管理基本計画の年号記載は、西暦に統一されるのか。	次回以降の基本計画においても年号表記を西暦に統一するか否かは未定です。
6	本件の意見募集期間が30日未満なのはなぜか。	今回のパブリックコメントは、任意の意見募集として行うものです。なお、平成27年9月に策定された第5次出入国管理基本計画には、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能に対応する記載がないこと等から、速やかに新たな基本計画に基づいて行政遂行ができるよう措置する必要があります。また、今回の出入国在留管理基本計画の策定は、第5次出入国管理基本計画が策定された平成27年以降の出入国在留管理行政をめぐむ状況を反映し、必要な時点修正を行うことが目的であり、行政遂行の基本方針を大きく変更するものではありません。
Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針		
1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ		
高度外国人材の受入れの推進		
7	高度外国人材や専門的・技術的分野の在留資格について、その使い勝手や外国人にとって魅力あるものになっているかについて、見直しを行っていく必要がある。また、「そのための手段として、企業・個人に対する税制の見直しも必要」といった趣旨の記述を付け加えるべき。	外国人材を受け入れるための制度や手続等について、関係省庁とも連携し、外国人や関係者に分かりやすく利用しやすい広報等に努めてまいります。なお、税制の見直しについては、担当省庁において適切に対処されるものと考えております。
8	本当に高度な外国人が多数いるのか。また「高度」の定義は何か。	我が国が積極的に受け入れるべき高度外国人材については、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」とであるとされています。
9	高度外国人材の受入れ促進のため、経済産業省と独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が昨年末に開設した「高度外国人材活躍推進ポータルサイト(Open for Professionals)」や、高度外国人材に精通した専門家を活用し、中堅・中小企業に対して採用に係る手続や課題解決、外国人材が活躍するための就労環境整備、我が国での安定的な定着までを継続して支援する枠組み(「伴走型支援」)についても、幅広く周知し利用を促進していく必要がある。	基本計画のⅢ1(3)に記載しているとおり、高度外国人材の受入れについては、関係行政機関等とも連携して取り組むこととしており、御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
新たな外国人材の受入れ制度の適切・円滑な運用		
10	特定技能制度における「生産性向上や国内人材の確保のための取組」を行ったのなら、その内容(社名も含む。)を公表するべき。	基本計画は出入国在留管理行政の主要な課題と今後の対応策について基本的な方針を明らかにするものです。なお、特定技能制度における「生産性向上や国内人材の確保のための取組」の内容については、「分野別運用方針」に記載されています。
11	特定技能制度における「真に必要な分野」は、なぜ真に必要なのか根拠を示して説明する必要がある。	基本計画は、出入国在留管理行政の主要な課題と今後の対応策について基本的な方針を明らかにするものです。なお、特定技能制度における「真に必要な分野」に関する考え方については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(平成30年12月25日閣議決定)に記載されています。
12	「一定の専門性・技能を有し即戦力となる」という表現は、事実上「単純労働も含めた一般社員」の意味になるのではないかと。	特定技能制度は、現行の専門的・技術的分野での外国人の受入れを拡充したものであり、いわゆる単純労働者を受け入れるものではありません。
13	介護分野の特定技能での受入れについて、日本側の希望する受入れ人数と実際に試験を受験できる人間の数に乖離が見られる。国外の試験について、人数枠の拡大を検討いただきたい。	介護分野の特定技能に係る国外試験の人数枠の拡大については、当該分野を所管する厚生労働省において検討がなされるものと考えております。
14	特定技能における二国間取決めについても、手数料の規制がなされるべきである。	特定技能における二国間取決めにおいては、不適正な送出国機関、悪質な仲介事業者等に関する情報共有の枠組みを構築しており、不当に高額な手数料を徴収しているなど不適切な送出国機関があると考えられる場合、相手国政府に通報し、相手国政府において当該機関に対する調査、指導及び監督を行い、認定の取消しを行うことが規定されています。二国間取決めに基づき、送出国政府と連携して、送出国機関等の適正化に努めております。
15	特定技能1号においては、在留期限を原則として5年以内とし、家族の帯同を認めないこととされているが、5年もの間日本で生活基盤を築きながら、家族との別離を強いるべきではない。自由権規約23条が定めるように、家族は社会の自然かつ基礎的な単位であることからすれば、本人や家族の生活基盤を尊重し、家族の呼び寄せや、5年以上の在留期間の更新や別の在留資格への変更をより広く認めるべきである。	新たに受入れの対象とする外国人に対しては、我が国で安定的に在留活動を行うことができるようにするため、その生活環境を確保するための各種支援を行う方針であるところ、このような外国人の家族を併せて受け入れることとした場合、その家族に対する支援も検討する必要があります。その点については、幅広い観点から国民的なコンセンサスを得る必要があるものと認識しています。そのため、まずは、現下の深刻化する人手不足に対応することが喫緊の課題であることを踏まえ、「特定技能1号」については、家族の帯同を基本的には認めないこととしていますが、「特定技能2号」では5年以上の在留と家族の帯同が認められます。
16	特定技能を含めた在留資格を有する者に対して、関係機関との情報連携等により、社会保険の加入促進や納税義務の履行促進に取り組むとあるが、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障の点で問題がある。	外国人が日本で生活する上で、社会保険等は重要なセーフティネットであるため、法務省としても関係機関との情報連携等により、社会保険の加入促進や納税義務の履行促進に取り組んでまいります。
17	特定技能外国人につき、在留期限を原則として5年以内としながら、10年の納入かつ65歳以上にならなければ受給できない国民年金保険料を一定程度滞納すれば在留期間更新を不許可にするというのは、はなはだしい矛盾であり、不適切である。	外国人が日本で生活する上で、社会保険等は重要なセーフティネットであるため、法務省としても関係機関との情報連携等により、社会保険の加入促進や納税義務の履行促進に取り組んでまいります。
18	特定技能制度において、外国人の社会保険の加入促進及び納税義務の履行の実効性を上げる為に、資格取り消し処分など処罰は厳しくすべき。	基本計画のⅢ1(3)ウに記載しているとおり、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における社会保険制度上の義務及び納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納等をした受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととしています。更に、特定技能外国人が国民健康保険・国民年金の保険料を一定程度滞納したり、所得税や住民税について自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納している場合は在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請を不許可とすることとします。
19	外国人労働者が、家族と離れて暮らすことを強いることは国際法に反しており、家族と一緒に暮らせるようにしていただきたい。また、外国人労働者が、雇用者の不正(労働条件の虚偽、パワハラ・セクハラ)等を告発するとき、在留資格を奪われないように、そのまま継続して労働できるよう特別な配慮がなされるように、法的保護を求める。	家族の帯同を認めないとしても、条約や国際慣習法に反するものではないと考えられます。また、平成30年12月25日の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において了承された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下、「総合的対応策」という。)においては、労働基準監督署による事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知や、法令違反が認められた場合の厳正な対処の徹底や、外国人労働者からの相談を受け付ける「外国人労働者相談コーナー」及び「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語化の充実が盛り込まれています。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
20	地域における深刻な人手不足に適切に対応するために、法務省出入国在留管理庁及び関係省庁は地方及び中小企業における人手不足の状況を継続的に把握し、必要性が認められる場合には、分野別運用方針の見直しや受入れ分野に関する検討を速やかに行っていく旨を本基本計画に盛り込むべきである。	基本計画のⅢ1(3)ウに、特定技能制度の適切かつ円滑な運用を実現していくため、関係行政機関と連携して、受入れ分野における人材不足の状況、特定の地域への集中状況や人材不足が深刻化している地域の状況、特定技能外国人の在留状況等を正確かつ継続的に把握し、必要な措置について多角的な視点に立って検討していく旨記載しています。 なお、入管法等改正法附則第18条第2項の規定により、同法の施行後2年を経過した時点で制度の在り方について広く関係者の意見を踏まえて検討を加え、所要の措置を講じることとされています。
21	特定技能制度における二国間取決めのための政府間文書の作成により外国人材の送出しが想定される9か国において、本制度を積極的かつ効果的に周知・広報していくとともに、日本語教育の充実や日本で働き生活することの魅力の発信など、日本で働く意欲を喚起するための取組を鋭意実施していく旨を本基本計画に盛り込むべきである。	基本計画は、出入国在留管理行政の主要な課題と今後の対応策について基本的な方針を明らかにするものです。 外国人材の送出しが想定される9か国を対象に在外公館における特定技能制度の広報に関する施策や、日本語教育の充実等に関する施策については、総合的対応策において、外務省等の施策として盛り込まれており、法務省としてもその推進を図ってまいります。
22	特定技能における試験の実施概要(日時、場所、試験内容、可否の基準等)を速やかに決定し、幅広く周知していく必要がある。	試験の実施概要等については、法務省及び各業所管省庁のホームページ等において周知しているところ、既に介護分野の技能試験、日本語試験、宿泊分野の技能試験、外食分野の技能試験については、開始しています。 なお、他分野の技能試験についても、年度内の試験実施を検討中であると承知しております。
23	特定技能制度が有効かつ適正に機能するために、法務省出入国在留管理庁は厚生労働省をはじめ関係省庁との緊密な連携の下、国内外において合同会社説明会を実施するなどして、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい中小企業と我が国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会を提供していく必要があることから、その旨を本基本計画に盛り込まれたい。	法務省としては、特定技能制度について、各都道府県における説明会等を実施しており、当該説明会においては、個別の特定産業分野についての説明会を同時に実施するなど、各業所管省庁との緊密な連携の下で実施しております。引き続き、制度の適切かつ円滑な運用を実現するため、関係省庁と緊密に連携しつつ説明会等を通じた制度の周知に努めてまいります。御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
24	特定技能制度が有効かつ適正に機能するには、協議会が担う役割が極めて重要であることから、積極的に活動していくことはもとより、優良事例の周知をはじめ各分野の協議会が緊密に連携していくべき旨を本基本計画に盛り込まれたい。	各分野の所管省庁が設置し、受入れ機関等が参加する、分野別の「協議会」においては、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れ等に資する取組を行うとともに、外国人材が大都市圏などに過度に集中しないようにするための必要な措置を講ずるに当たって、地域別の人手不足の状況等を把握し、これを踏まえ、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組が行われることが期待されており、その役割は重要なものと認識しております。御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
25	特定技能制度における大都市等集中防止策について、法務省はじめ関係省庁は、受入れ対象14分野の分野別運用方針に記載されている取組を早期かつ着実に実行していくことに加え、具体的かつ実効性のある施策を更に実施していく必要がある旨を本基本計画に盛り込まれたい。なお、地方における登録支援機関の設置促進に向けた取組に加え、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい地方の中小企業と我が国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会の提供等が有効であると考えられる。	特定技能制度の適正な運用のため、大都市圏等への集中対策は極めて重要と認識しております。大都市圏等への集中を防止するためには、①地方における外国人の受入れ体制の整備、②地方で就労することの魅力の周知の取組、③法務省においては、分野別・地域別の受入れ数を把握の上、定期的に公表することを予定しており、各分野の所管省庁が設置し、受入れ機関等が参加する、分野別の「協議会」においては、地域別の人手不足の状況等を把握し、これを踏まえ、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組が行われることが期待できます。御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
26	特定技能制度について、外国人材の受入れニーズがある中小企業の要望や「生の声」をもとに、定期的なフォローアップをしっかりと実施することで、今後、外国人材を受け入れる中小企業のための施策を追加・拡充していくべき旨を本基本計画に盛り込まれたい。	特定技能制度においては、各分野を所管する省庁が、各分野に受入れ機関が参加する「協議会」を設け、適切なフォローアップがなされることとなります。
27	特定技能1号の外国人に対する技能試験は、可否の判断に我が国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格の取得状況を考慮するなど、外国人材が取得した国家資格等の状況を十分に加味して実施すべきであり、その旨を本基本計画に盛り込まれたい。	基本計画では記載していませんが、特定技能に係る試験の方針では、業所管省庁において、基本方針に記載された水準を踏まえて、当該分野の特性に応じたより具体的な技能水準を定め、これを適切に測ることのできる試験を作成していただくことになり、その作成に当たっては、有識者に相談し、又は助言を求めらるなどして適切に行うこととしています。御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
28	改正入管法の附則を踏まえ、我が国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格を取得した外国人は技能実習2号修了者と同様に当該試験を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う措置を講じられたい。	御意見の点については、今後、特定技能に係る試験の在り方について検討を行う際の参考とさせていただきます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
留学生の適正な受入れ		
29	専門的知見を活用するための言語能力に着目した役割を期待しているが、国際社会においてビジネス言語は英語であり留学生の母国語に期待する必要が無い。専門的知見なら日本人でも十分である。	留学生の受入れについては、必ずしも留学生の母国語による活躍のみを期待するものではなく、日本を理解し、親しみを持つ外国人を増やすことによる国際的な相互理解と友好関係の強化や、我が国企業の海外進出や貿易の促進など、幅広いメリットがあるとの理由で、推進されているものです。
30	現在の留学生国別分布は、中国出身者が11万人おり他の国の10倍以上を占めている。特定の国の者を多く在留させるのは非常に危険である。	在留資格「留学」の審査に当たっては、関係法令に基づき適切に対応しています。
31	総合的対応策では同じ施策番号68で記載されながら、大学大学院卒業の留学生のみ一部改正の概要が示されたが、クールジャパン分野等の専門学校卒業生に対する就職業務拡大の改正についてもお願いしたい。 今回改正が示された飲食店、小売店等でのサービス業務や製造業業務等においてもインバウンド需要を前提にビジネスを行っている企業も多く見られ、専門学校卒業でも、大学、大学院卒業と同様に、資格などで専門的知識、高い語学力を有しておれば今回改正の、「特定活動」を認めていただくようお願いしたい。	「骨太の方針2018」において、留学生の卒業後の活躍の場を広げるとともに、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策について検討を進めることとされており、これを踏まえ、専門学校卒業生を含む留学生について、関係省庁と協議の上、具体的内容を検討しているところです。
日本語教育機関の適正化		
32	「2017年8月から、新たな日本語教育機関の告示基準に基づく運用を開始した。」という記載について、当該告示の名称、法令番号の記載が漏れている。	御意見を踏まえ、脚注を記載しました。
33	「留学生が就職すると日本に無期限に在留でき、家族の帯同も許可する」という告示改正がなされると聞いたが、これは移民を受け入れることと同じではないか。	大学等の卒業生に在留資格「特定活動」を付与する施策に関する御意見と思われませんが、これは、現行の専門的・技術的分野の在留資格と同様に、在留期間や更新の回数に上限はありませんが、他の就労資格と同様、更新の度に在留状況等を確認し、在留期間の更新を相当と認めるときに限り許可をすることになりますので、無条件に在留が許可されるものではありません。 なお、移民という言葉は様々な文脈で用いられており、一概にお答えすることは困難ですが、政府としては、例えば、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策をとることは考えておりません。
34	総合的対応策の施策番号56の「新たに抹消基準として、留学生の日本語能力試験に係る試験の合格率による厳格な数値基準を導入する」という項目であるが、合格者数を抹消基準とするというのは不適當ではないか。	基本計画のⅢ1(3)オ②においても、日本語教育機関の適正な管理を推進するため、告示基準に定める抹消基準の厳格化について記載していますが、非漢字圏の留学生への配慮として、日本語能力に係る試験等の合格率については、文部科学省主催の有識者会議の議論を踏まえ、7割を基準とすることとしています。 また、単に日本語能力に係る試験の合格率のみを基準とするのではなく、大学等への進学状況も含むことを予定しています。
35	総合的対応策の施策番号54の「日本語講師のスキルを証明する新たな資格を整備する」という項目に関して、現行の資格は今後も維持されるのか、新たな資格を整備するとは現時点で教職についている者にも資格を取得させる必要があるのかもっと具体的な案または資格の内容提示が必要である。	御指摘の点は、当該施策を所管する文部科学省において検討しているものと承知しております。
36	「告示基準に定める抹消基準の厳格化」について、どのような基準において厳格化されるのか、明確にしたい。	総合的対応策にも記載されておりますが、御意見を踏まえて本基本計画でも明確にすることとしました。
37	国策として外国人材を受け入れ、共生を図るのであれば、国がその外国人材に求められる日本語能力を測ることができる試験を作成し、入国時の審査や各教育機関を卒業する際の能力の確認として試験を行うべきではないか。	御意見については、今後の外国人受入れに係る検討の参考とさせていただきます。
38	告示基準に定める抹消基準等の適用に当たっては、「出席率をICTによる記録に基づき審査する」とあるが、各教育機関においてICTによる出席登録を導入することとなり、現場に混乱を来すおそれがあるため、ICTによる出席登録を前提とした基準の運用は適切ではない。	抹消の基準の適用に当たっては、出席率をICTによる記録に基づき審査することとしており、ICTによる出席登録を行うかどうかで日本語教育機関の適正性を判断することは予定しておりません。
39	告示基準に定める抹消基準に、「留学生の日本語能力に係る試験合格率」を導入することについては概ね賛成であるが、そのためには、学生にしっかりと授業を受けさせる必要があることから、週28時間のアルバイトを認めることを見直すべきである。	我が国に入国する段階で、留学生に入国当初の学費及び生活費を賄う一定の経費支弁能力があることを確認しているところですが、通常日本人学生もアルバイトは行っており、多くの留学生の本国と我が国との間には相当な経済格差があることも踏まえ、留学中の学費その他必要経費を補うために行う資格外活動を認めているところです。御意見については、今後の留学生の受入れに係る検討の参考にさせていただきます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
40	告示基準に定める抹消基準である「全生徒に占める不法残留等割合」を厳格化することについて、これは、教育機関ではコントロールできる問題ではなく、単に当該数値のみから判断するのは適当ではない。	不法残留者の割合は、教育機関の在籍管理と無関係とは言えず、告示基準の適合性の確認における客観的な指標として適切なものと考えられます。
41	告示基準に定める抹消基準には教育内容や学校運営が適正に行われているかという視点も必要である。教育機関によっては、ISOの認証等第三者からの評価・認証を受けているところもあるが、このような認証・評価については、積極的に評価すべき。	御意見については、今後の日本語教育機関適正化の検討の参考とさせていただきます。
42	留学生の就職支援について、専門学校についても日本で専門士の資格を取り、高い日本語能力を持つ留学生については、クールジャパン分野等に限らず就職できる業務の枠を広げることを是非検討していただきたい。	御意見については、今後の留学生の就職支援に関する検討の参考とさせていただきます。
43	留学生の就職支援について、法務省では、地方出入国在留管理局に2018年11月から、専用の相談窓口を設置する取組を開始したとあるが、広報は極めて不十分である。	御意見を踏まえ、今後もしっかりとした広報に努めてまいります。
44	日本語教育機関の適正化において、抹消基準の厳格化などの規定で一部の悪質な日本語教育機関に対し教育の質を向上させ、正しい教育へ仕向けることについては賛成するが、これまで実績を出してきた学校には優遇措置あるいは経営しやすいような支援を与えるべきではないか。	御意見については、今後の日本語教育機関適正化の検討の参考とさせていただきます。
45	現在、日本語教育機関と呼ばれるものには、学校法人と株式会社の二種類があり、時流に合わせて登場する株式会社の教育機関と、教育を本来の目的としている学校法人はそもそも目的が異なるが、現在の日本語教育機関に対する認識は、学校法人も株式会社も全く同列に扱われているように思われる。運用において、まず、教育を行おうとする組織と、商売を行おうとする組織は別物であるという認識を示していただきたい。	御意見については、今後の日本語教育機関適正化の検討の参考とさせていただきます。
46	日本語教育機関については、留学に関して不当に高額な手数料等を徴収する悪質な仲介事業者をいかに排除するかが重要である。	基本計画のⅢ1(3)オ②において、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するための外国政府との情報交換について記載しています。在留資格「留学」の審査に当たっては、関係法令に基づき適切に対応してまいります。
47	日本の少子化に伴い、質が低く、体をなしていない大学が乱立している。そのような大学への留学生受入れ促進策は止めるべき。また、留学生への支援より国民の苦学生に対する支援が先である。	御意見については、今後の留学生の受入れに関する検討の参考とさせていただきます。
48	本基本計画に記載のある我が国における就職の促進に係る取組を着実に実施されたい。	留学生の就職支援となる取組について、引き続き適切に実施してまいります。
49	我が国の外国人留学生や海外の学生による中小企業へのインターンシップを促進させるための施策をより積極的に実施していくべき旨を本基本計画に盛り込まれたい。	基本計画には、総合的対応策の推進について記載しているところですが、総合的対応策には、留学生の就職支援のためのインターンシップ等の推進が盛り込まれており、法務省としても、インターンシップに関する出入国在留管理上の措置を円滑に運用してまいります。
国家戦略特区による特例的な受入れ		
50	「農業支援外国人受入事業」は、特定技能の農業分野での受入れ開始により、本計画公表の段階で既にパブリックコメント等で制度廃止の方向性が示されており、脚注等でその旨記載するべきではないか。	御意見を踏まえ、脚注を記載しました。
51	国家戦略特区における特例的な外国人受入れについて、「現状の課題」と「対応策(今後の方針)」に関連する記載がないが、これら特例措置は、全国化の検討を進めていくべきであるから、記載されたい。	国家戦略特区における特例的な受入れの全国化については、関係機関とも協力し、その要否を十分に検討する必要があります。
その他		

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
52	「日系四世の更なる受入れ」について、受入実績の数字が示されていないが、想定人数をはるかに下回る数の受入れにとどまっている現状を認識し、公表しなければ、制度運用の改正等対応策が示されないのではないか。	「日系四世の更なる受入れ」については、基本計画において受入人数等を公表しておりませんが、頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
53	外国人起業家の積極的な受入れの前に、まずは国民がもっと起業しやすくするのが先である。	一般的な起業支援については、所管省庁において取組が行われているものと考えます。
54	申請取次ぎは入管法に精通する法的素養を担保とし、出入国在留管理行政の簡素化を図ることを目的に導入されている。今回、登録支援機関の職員にまで拡張させるのであれば、入管法に精通している証明書の提出のほか、出入国管理に係る役務経験を十分に有することなどの条件を設け、登録支援機関に登録できる門戸を狭くするなど、措置を取った方がよい。現行の登録支援機関制度のまま実施するのであれば、従来の国家資格者はもちろんのこと、学校・企業・監理団体などの申請取次制度自体も見直すべき。	登録支援機関の職員についても申請等の取次ぎを認めていますが、地方出入国在留管理局における申請等取次申出の際、企業等の職員と同様に「入国・在留手続に関する知識を有していることの疎明資料」の提出を求めています。
55	外国人に不当な労働をさせる企業を取り締まってください。	厚生労働省等の関係機関と連携し、不適正な受入れを行う機関への厳正な対処に努めてまいります。
2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化		
56	少子高齢化対策を廃止し、高度人材外国人の受入れを進めていくべき。	高度外国人材については、基本計画にもあるとおり、積極的に受け入れていきます。 なお、少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについては、まずは出生率の向上や生産性の向上、女性、若者及び高齢者の活用等に取り組むこととしており、これを前提に、今後の外国人の受入れの在り方について幅広い観点から政府全体として検討することとしています。
57	世界中で失敗している移民政策を日本で行うことはできないのでやめるべき。	移民という言葉は様々な文脈で用いられており、一樣にお答えすることは困難ですが、政府としては、例えば、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策をとることは考えておりません。
58	入国・労働条件をもっと厳しくするべき。 入国時に預り金を課し、退去強制時においてその費用とする。 外国人を雇う側の監督責任を明確にし、賃金等の待遇を国が監視する。	御意見については、今後の外国人の受入れに関する検討の参考にさせていただきます。
59	高度外国人材や専門的・技術的分野の外国人受入れだけでは不十分であるから、専門的・技術的分野以外の外国人も含めて受入れの検討を行うべき。	専門的・技術的とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行うこととしています。
60	我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人の受入れについて、円滑さを求めるあまり、不良外国人が入りやすくなるようなことがないようお願いしたい。	我が国を訪れる大多数の善良な外国人に対しては、円滑な出入国審査の実施に努める一方で、不法滞在等を企図する者に対しては、厳格な出入国審査を実施し、水際対策に努めるべきであると考えております。
3 技能実習制度の適正化に向けた取組		
61	外国人技能実習制度は廃止することが望ましい。	技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転による国際貢献を目的とした制度として、意義のあるものと考えており、廃止は検討していません。 基本計画においては、技能実習制度の適正化に向けた取組を行うこととしております。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
62	技能実習制度における送出国との間の二国間取決めについて、手数料額の上限金額を規制すべきである。その上で、上限金額を超える手数料や保証金を取ったり違約金を定めたりする送出国機関を排除するよう合意するべきであり、排除が不十分であるときは当該国からの受入れの停止も可能とする取決めを締結すべきである。	御意見を踏まえ、不適正な送出国機関の排除への取組が不十分な送出国について、当該送出国からの技能実習生の技能実習計画の認定申請に係る審査を厳格に行うことなどを追記しました。
63	技能実習機構において常に受入れ可能な実習実施者のリストを公開し、また、機構自身が積極的に技能実習生と変更先の実習実施者とを仲介するなど、円滑な実習実施者の変更が可能となるような措置を採ることを明記すべきである。	御意見を踏まえ、技能実習生の責めによらない事由によって、技能実習の継続が困難となった場合には、監理団体等が転籍先を確保できない場合には、機構は、新たな監理団体の情報を提供する支援を迅速に行う旨追記しました。
64	技能実習制度においては、技能実習生に帰責性が無い場合に限り実習実施者の変更が認められる運用となっているが、技能実習生から被害申告がある事案については原則として帰責性がないものとして変更が認められる運用を採るべきであり、このことを計画にも明記すべきである。	基本計画のⅢ3(1)に記載している外国人技能実習機構による実習先変更等の援助業務からも明らかなように、技能実習生が申告した場合、調査の結果、技能実習を継続して行うために実習先を変更することについてやむを得ない事情があるときは、実習先を変更することが可能となっています。
65	技能実習制度において締結する二国間取決めについては、相手国の信頼性が高ければ問題ないが、そうでない分野は注意が必要である。	二国間取決めによって相手国政府と連携する仕組みを構築することは、送出国機関の適正化等に資する有効な方策と考えています。二国間取決めについては、送出国側の法令や事情も踏まえながら、適正化に資する内容になるよう締結しています。
66	技能実習制度における長時間労働や賃金等の不払等の労働関係法令違反や、本来の技能実習計画とは異なる作業の実施、帰国を強制するなどの不正行為等を行う実習実施者等に対して、厳しく対処するのは当然のことである。	平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(以下、「技能実習法」という。)については、実習生の保護体制として、通報・申告窓口を整備したほか、人権侵害行為に対する罰則等を整備しており、技能等の移転による国際貢献という技能実習の本来の目的を損なわないよう法務省としても関係省庁と連携することで適切に対応してまいります。
67	技能実習生に対する支援・保護の強化として、日本で働く以上、日本語でサポートすべき。	技能実習生やその候補者に対する日本語教育は重要であり、入国後講習において日本語に係る科目の講習を義務付けています。
68	技能実習制度について、技能実習生を受け入れるに当たっては、業所管省庁が責任をもって受け入れるべき。	技能実習生の受入れの一義的な責任は、実習実施者や監理団体にあります。制度を所管する法務省としても厚生労働省をはじめ関係省庁と適切に連携することで、技能実習の本来の目的を損なわないよう適切に運用してまいります。
69	技能実習生からSNSでの申告・相談ができるようにすべきである。	技能実習生に限らず、外国人に対する行政・生活情報の提供に当たり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を利用することは重要であり、これに対応する施策が総合的対応策に盛り込まれているため、御意見を踏まえ、総合的対応策の主な施策を説明する箇所として追記しました。 なお、出入国在留管理庁では、現状においてもSNS等を利用した情報発信を行っています。
70	技能実習制度について、人権ベースでの支援をするシステム及びそこに従事する人材の育成が長期的・安定的に行われるような仕組み作りが必要だと思われる。	技能等の移転による国際貢献という本来の目的を損なわないよう実習実施者や監理団体において適切にサポートが行われるほか、制度を所管する法務省としても関係省庁と適切に連携してまいります。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
71	技能実習生の失踪問題が昨年の臨時国会で取り上げられ、法務省のプロジェクトチームが調査し、3月にその結果が発表されたが、不十分なものであった。対象となった実習実施機関4,280機関(5,218人分)のうち、実地調査は3分の1強に止まり、電話・書面での調査が主となっている。また、技能実習生への再聴取は70人強にすぎないと報道されている。その結果、最低賃金違反は58人分とされているが、実態とはかけ離れていると考えざるを得ない。実習実施機関側からの聴取や記録等を主とした調査だけでは、実態に迫ることは難しい。すでに帰国した元技能実習生からの聴取を含む本格的な調査が必要である。特定技能はその多くを技能実習からの移行者が占めると想定されており、技能実習制度における課題の解決なくして、特定技能制度の健全な運用はあり得ないことを銘記すべきである。	既に帰国した元技能実習生からの調査を行うこととした場合、相手国の主権の侵害とも取られかねないことから、そのような調査を実施することについては慎重な検討が必要であるほか、帰国後の所在までを把握することは困難であるため、実施する予定はありません。他方、今回のプロジェクトチームの調査については、あくまでも任意によるものですが、今回の失踪事案調査の対象実習実施機関で技能実習生が在籍中のものは、機構又は地方出入国在留管理局において平成31年度末までに実地検査を行う予定です。
72	二国間取決めは「協力覚書」として締結されているが、あくまで行政機関同士のもので、法的な拘束力はなく、協力覚書がなくても技能実習生の受入れは続けられ、中国やインドネシアのような主要な送出国とも締結されていない。また、仮に問題が出ても、送出国からの受入れを停止するような運用は想定されていない。覚書を締結した送出国からのみ受け入れ、また問題があれば受け入れを停止している韓国の雇用許可制度のようにこのような厳格な運用を検討すべきである。	中国及びインドネシアとの技能実習に係る二国間取決めの作成について、現在作成に向けて準備を進めているところです。不当に高額な手数料を徴収する送出国機関は、制度上、適当ではないと考えられるため、外国人技能実習機構においては、技能実習計画の認定申請に係る審査において、不当に高額な手数料等の徴収がないか否かを確認しており、個別にその適否について、慎重に審査を行うこととしています。
73	送出国機関及びその関係者に対する国内的な規制を図るため、送出国機関及びその関係者の国内での状況を把握し、問題ある場合には直接の対策をとることができるよう、技能実習法や施行規則等の改正を含む検討をすべきである。	二国間取決めにおいて、例えば、送出国によって認定された送出国機関等が不適正な機関であると考えられる場合、相手国政府に通報し、相手国政府においては当該機関に対する調査、指導及び監督を行い、認定の取消しを行うことなどが規定されており、送出国機関等の適正化に努めております。平成29年11月に施行された技能実習法では、附則第2条において、法律の施行後5年を目処として、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされており、法務省としても運用状況を適切に把握してまいります。
74	24時間対応とされるメールや留守番電話では、30万人を超える技能実習生に対する相談体制として極めて不十分であり、日曜日や夜間における直接の相談対応を含む抜本的な体制強化が必要である。また、相談体制強化の一環として、技能実習生の権利擁護・支援に当たってきているNGO、労働組合、弁護士等との効果的な連携の在り方について検討すべき。	技能実習機構においては、技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護を図るために、母国語相談をはじめ必要な情報の提供に努めているところです。御意見も踏まえつつ、今後、関係機関と密接に連携してまいります。
75	真に技能実習生の権利保護・支援を実現するためには、何よりも、人材の育成が欠かせない。出入国在留管理庁及び技能実習機構において、OJTを含む研修体制の抜本的な強化を図られたい。	職員の育成の観点については、法務省としてもその重要性を認識しており、御意見を踏まえつつ、今後、必要な体制整備に努めてまいります。
4 外国人の受入れ・共生のための取組		
外国人との共生社会の実現に向けた取組		
76	外国人労働者及びその家族が、日本人と同じように、教育を受けたり、法的な保護を受けたり、適切な医療を受けたりできるように、権利を保障できるようにしてください。また、在留資格が失効している場合でも、不法滞在として強制送還したり、家族を引き離したり、出入国在留管理局に長期収容したりすることがないようにしてください。	基本計画のⅢの前文に記載しているとおり、出入国在留管理行政の全施策について外国人の人権への配慮を行うこととしています。また、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して在留を特別に許可する制度を運用しています。
77	外国人の受入れの拡大に際しては、教育・経済・在留の制度的セーフティネットの整備や受入れ側の啓発を明文化し進めるべき。	総合的対応策においては、日本語教育の充実、地域での安定した就労支援、在留資格手続の円滑化・迅速化に関する施策が盛り込まれているほか、外国人との共生社会の実現に向けた啓発活動の実施などの施策が盛り込まれており、これらの施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。
78	外国人の受入れを拡大しながら共生を図ることなどできないので、反対する。	我が国で働き、学び、生活する外国人は今後も増加していくものと認識しており、このような状況を踏まえ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現することは、極めて重要です。昨年末に取りまとめた総合的対応策における施策を通じて、受け入れる側の日本人と受け入れられる側の外国人がお互いを尊重し、安心して安全に暮らせる社会の実現を図ってまいります。
79	外国人の受入れの拡大に当たっては、全ての外国人が平等に日本語教育を受けることができるよう、法や人材の整備を急ぐべき。	外国人を日本社会の一員として受け入れていくためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、日本語を習得できるようにすることが極めて重要であると認識しています。昨年末に取りまとめた総合的対応策には、日本語教育の充実を含めた各種施策が盛り込まれており、これらの施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
80	外国人の受入れ環境の整備に関して、当初「法務省の司令塔機能」とされていたものが、単に「総合調整機能」とされている点について、法務省は今後、「司令塔的役割」に重きを置かない。	法務省が果たすべき役割をより具体的に表現したものであり、その機能に変更はありません。
81	地方出入国在留管理局に配置した外国人の受入環境調整担当も、外国人受入環境整備交付金の相談窓口にするべきではないか。	法務省では、地方公共団体との円滑な連携を図るため、4月から、地方出入国在留管理局に受入環境調整担当官を配置し、一元的相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体職員からの相談にも応じることとしています。
82	「我が国で働き、学び、生活する外国人の受入れ…体制が整備されたところであり」としているが、「両輪」の一つが、総合的対応策と思われるが、他の一つは何を指しているのか。	基本計画にも記載しているとおり、法務省に設置された出入国在留管理庁による出入国在留管理行政を指しています。
83	総合的対応策のフォローアップを行う際の視点として、施策が十分な効果を挙げているかといった点や、他に実施すべき施策はないかといった視点が必要であるから、その趣旨を明確に記載されたい。	基本計画には、外国人材の受入れ・共生のための取組として、総合的対応策の推進について記載しているところですが、総合的対応策には、基本的な考え方として、「外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであり、総合的対応策に盛り込まれた施策を実施していれば足りるというものではない。国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく。」と記載されており、総合的対応策のフォローアップに関しては、同施策で示されている方針に則って対応してまいります。
84	外国人が安心して生活することができる環境を整備するためにも、在留外国人の身分登録について、短期的には、外国人住民票の備考欄へ身分事項の補充記載をすべきである。長期的には、在留外国人の身分登録台帳制度の創設を検討すべきである。これらについては、法務省及び出入国在留管理庁が主体的役割を果たすべきである。	基本計画のⅢ4(2)にも記載しているとおり、現行の在留管理制度は、住民基本台帳制度との情報連携により、市町村における住民サービスを円滑に提供する上で不可欠なものとなっており、外国人との共生社会の実現という観点からも重要な意義を有していると認識しています。法務省としては、引き続きその適正な運用を確保してまいります。なお、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
85	出入国在留管理庁ホームページは、必要な情報の入手や身分に合った申請書をダウンロードする際に、日本人ですら目的の情報を探すのに苦労する。また、HP内全てが多言語での表記になっていないこと、対応言語も東南アジア圏言語(タイやベトナムなど)が無いため、多言語対応も不十分であることから、外国人にとって活用しやすいHPIに改善していただきたい。	御意見も踏まえ、分かりやすく、適切な広報に努めてまいります。
86	(多言語化ではなく)日本になじむためにも日本語学習を推進すべき。	外国人を日本社会の一員として受け入れて、より円滑な意思疎通を実現するためにも日本語を習得できるようにすることは極めて重要であり、総合的対応策において、各種施策が盛り込まれており、これらの施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。また、日本になじむことが重要であるという点に関し、受け入れられる外国人においても、共生の理念や日本の風土・文化の理解に努めていただくことが重要である旨を追記しました。
87	外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、住宅情報提供、居住支援等の促進について、拒む理由は日本の習慣を無視した外国人が多いことが原因であり、それを解決するのが先決である。	総合的対応策には、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を盛り込んだ、「生活・就労ガイドブック」をはじめとする、各種行政・生活情報の施策が盛り込まれています。また、外国人による日本社会への理解が問題の解消につながると考えられるため、受け入れられる外国人においても、共生の理念や日本の風土・文化の理解に努めていただくことが重要である旨を追記しました。
88	社会保険への加入促進等は当然すべき。	総合的対応策には、社会保険の加入促進等についての各種施策が盛り込まれており、法務省としては、関連施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。
89	外国人労働者を受け入れるにあたっては、ハローワークや労働基準監督署等における多言語での対応の充実を図る必要がある。また、医療、福祉、子育て等の分野においても、関係機関における多言語での対応の充実を図る必要がある。	総合的対応策においては、労働基準監督署をはじめとする各行政機関において、多言語での対応を図る施策が盛り込まれております。法務省としては、関連施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。
90	受入れ国は受け入れた人々の人権を守る責任があることから人権侵害を許さない方針を労働、健康、管理の側面で保障される法的枠組みを打ち立てる必要がある。	外国人の人権への十分な配慮を行いつつ、必要な施策を展開してまいります。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
91	外国人の受入れに関しては、人格を互いに認め合いながら共に生きるために必要なことを、民間団体などからきちんとヒアリングをしながら政策を作って行ってほしい。	総合的対応策においては、外国人の受入れについて国民及び外国人双方の意見に耳を傾け、それらの意見を共生施策の企画・立案に適切に反映させる施策が盛り込まれております。法務省としては、関連施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。また、人格を互いに認め合うという点に関し、受け入れられる外国人においても、共生の理念や日本の風土・文化の理解に努めていただくことが重要である旨を追記しました。
92	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた126の施策を着実に実施していく必要がある。	総合的対応策の各施策について、法務省としては、関連施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。
93	法務省出入国在留管理庁は、関係省庁や地方公共団体との連携の下で、外国人材の受入れ環境整備に関する総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たしていくことが求められる。	総合的対応策の各施策について、法務省としては、関連施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。
94	関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は126の施策があるが、「特定技能の在留資格に係る新たな制度に特化した相談機能の創設」や「受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供」など、外国人材を受け入れる中小企業のための施策が皆無であるため、基本計画に盛り込まれたい。	基本計画は、出入国在留管理行政の主要な課題と今後の対応策について基本的な方針を明らかにするものです。特定技能に特化した相談窓口は設けていませんが、特定技能制度に関する相談窓口として、地方出入国在留管理局や分野所管行政機関が問い合わせに応じています。また、受入れ企業と外国人材のマッチング機会の提供については、所管省庁によって検討が行われると考えます。
95	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた各施策を実施していく上で地方公共団体が担う役割・機能は極めて重要であることから、政府は地方公共団体に対する財政面の支援に加えて、地域における好事例の共有などノウハウ面の支援にも注力していく必要がある。	昨年末に取りまとめた総合的対応策においては、地方公共団体に対する国としての財政措置が盛り込まれています。また、4月から地方出入国在留管理局に受入れ環境調整の担当官を配置し、地方公共団体との連携を図ることとしており、受入れ環境調整の担当官が好事例などの有益な情報を収集し、出入国在留管理庁にこれらを集約して関係者・関係機関と共有することとしています。
96	共生社会の実現には、外国人や外国にルーツを持つ人びとへの差別を是正するような取組もあわせて必要であり、差別への対策を計画案に含めることが必要である。	総合的対応策には、外国人との共生について、地方公共団体や企業、地域コミュニティー等の意識の向上を図るため、啓発活動等の実施に係る各種施策が盛り込まれています。これらの施策について、政府一丸となって、着実に進めてまいります。法務省としては、関係省庁と緊密に連携し、外国人を、日本で働き、学び、生活する方々として迎え入れ、国民と外国人との双方が尊重し合えるような共生社会の実現に向けて、万全を期してまいります。
97	留学生に限らず、全ての外国人の日本語レベルを在留カード等で管理してはどうか。日本語が苦手な外国人に対して、税金で日本語を教えるのではなく、民間の日本語教育機関で習うよう促す意味合いで活用すべき。	外国人を日本社会の一員として受入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、日本語を習得できるようにすることが極めて重要であると認識しています。昨年末に取りまとめた総合的対応策には、日本語教育の充実を含めた各種施策が盛り込まれています。法務省としては、関連施策が着実に実施されるよう取り組んでまいります。
在留管理制度の的確な運用と在留管理基盤の強化		
98	在留申請手続は、2019年7月から一部オンライン申請が実施予定であるため、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、手続のオンライン化の検討を進めていく必要がある」という記載ではなく、「さらにオンライン申請の対象等の拡大を進めていく必要がある」旨の記載が正しいのではないか。	手続のオンライン化については、2019年7月から実施予定であるオンラインによる在留申請手続の対象範囲の拡大を含め、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づいて検討を進めていく必要があるものです。
99	外国人の在留管理について、マイナンバー及びマイナンバーカードの効果的活用や、外国人住民のマイナンバーカード所持義務化(在留カードとマイナンバーカードの一体化等)について、記載すべき。	マイナンバーカードの利用の在り方については、在留カードの有用性やマイナンバーカードの普及状況等様々な要素を考慮しつつ、在留カードとマイナンバーカードとの関係等に関し、制度・運用の両面から幅広い検討を行うことが必要であると考えております。法務省においては、関係省庁と連携し検討を進めているところです。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
100	<p>在留管理制度は「管理」を基盤とした共生であり、真の共生ではない。総合的対応策は、外国人を都合よく円滑に受け入れるための取組にとどまっており、異なる言葉や文化をもった彼/彼女を対等な社会の構成員として迎え入れる姿勢に欠けている。孤立させることなく社会の構成員として受け入れていくためには、既に存在している社会経済的な格差の現実を直視し、それを生み出している差別や制度的不平等に取り組む必要がある。</p>	<p>総合的対応策は外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。政府としても在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境整備に取り組んでまいります。</p>
101	<p>在留資格取消し制度が導入され、その後取消し事由が追加されている事実を踏まえれば、管理強化を目指す総合的対応策によって排除が一層拡大することが懸念されることから、「適法に在留する」という表現は削除すべき。</p>	<p>「適法に在留する外国人」という表現は、総合的対応策を踏まえたものとなっており、出入国在留管理を所管する法務省として、基本計画においてもこの表現を用いたものです。</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
5 観光立国実現に向けた取組		
102	TTPの制度利用対象者は、ここで述べられている要件をクリアした一部の国籍国の者に限定されているのだから、その旨記載するべきでないか。	基本計画において、各制度の要件を全て記載する必要はないと考えており、TTP制度の概要も簡素な記載としています。
103	観光立国の実現は我が国経済の持続的な成長、更には地方創生にも大きく寄与するものであり、法務省は本基本計画に記載されている観光立国実現に向けた取組を鋭意推進していくことが求められる。	御意見を踏まえ、施策の着実な実施と必要な人的・物的体制の充実に取り組んでまいります。
6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進		
104	全件收容主義の廃止及び收容令書の発付や解放について司法判断を導入すべき。	<p>退去強制手続における收容の目的は、容疑者の出頭を確保して容疑事実に係る審査を円滑に行い、かつ、最終的に退去強制の処分が確定したときにその者の送還を確実に実施することのほか、本邦内における在留活動を禁止することにあるため、原則、收容して退去強制手続を行っておりますが、個々の事情を考慮し、年齢、健康状態、その他人道上の配慮を必要とする場合は、仮放免を弾力的に運用することとしております。</p> <p>また、退去強制事由のいずれかに該当する容疑のある外国人に対する退去強制手続の判断については、行政手続として迅速な処理を図る必要から、現在の法制度において、行政官である主任審査官が收容令書や退去強制令書を発付しており、また、仮放免手続については、入国者收容所長又は主任審査官が許否を判断しています。</p> <p>なお、收容や仮放免に関する処分に不服があれば行政訴訟を提起することができ、これによって、收容や仮放免に関する不利益処分に対する司法機関による審査がなされます。</p>
105	テロリスト対策に対して無駄な財政コストをかけることに反対。	我が国の治安や国民の安全を守るには、テロリスト等の入国を水際で確実に阻止することが必要と考えています。また、このテロの未然防止等の水際対策と急増する訪日外国人旅行者に対する円滑な入国審査の実施は、喫緊の重要課題であり、出入国在留管理庁としては、引き続き、最新技術の積極的な導入等により、出入国管理の厳格化と入国審査の円滑化の高度な次元での両立を実現していく必要があると考えています。
106	在留特別許可について、「在留特別許可ガイドライン」が改訂されていないにもかかわらず、年々許可数が減少しているのはなぜか。	退去強制手続が執られた外国人に対し、在留を特別に許可するか否かにつきましては、従来から、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して適切に判断しているところ、近年の許可件数の減少については、退去強制手続が執られた人員のうち、在留特別許可を希望して異議の申出をする人員の割合が減少する傾向にあること等も影響しているものと考えられます。
107	テロ対策の名の下に基本的な人権が侵害されるようなことがあってはならず、外国人であることを理由とする情報管理や犯罪捜査利用は、人種を理由とする不当な差別となりうる点に留意すべき。「テロリスト等」の範囲が明確ではなく、過度に広範囲の者が「我が国にとって好ましくない外国人」であるとして入国を制限される余地を含んでいる。また、関係機関との情報連携については、外国人を対象としたかかる広範囲の情報収集は、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の侵害のおそれがあり、不当な差別となりうる。	基本計画に基づいて、「全ての取組を通じて外国人の人権へ十分な配慮を行い、必要な施策を展開していく」としているように、基本計画の実施に当たっては御意見のような事態が生じないよう努めてまいります。
108	計画案においては、「在留ガイドラインの見直しを検討する」ともあるが、見直す場合は、家族・私生活の尊重や、子どもの最善の利益をより細やかに実現できる方法で見直すべきである。また、在留資格に応じた活動を行わない者に対して「偽装滞在者」や「送還忌避者」という表現を用いているが、事情を問わず一律にかかる表現を用いることは、外国人に対する差別、偏見を助長するものであり、不相当である。	「在留特別許可に係るガイドライン」については、内外の諸情勢等も踏まえつつ、必要に応じ、見直しも検討していくこととしています。なお、「偽装滞在者」や「送還忌避者」という表現については、当該表現のみをもって、外国人に対する差別や偏見を助長するものとは考えておりません。
109	入管收容は、強制送還のために逃亡を防止する必要性と、手段としての相当性がある場合に限って認められるべきであり、そうでない場合は仮放免によって身体拘束を解くべきである。国連総会において採択された移民保護の国際協定を踏まえ、国内においてこれを着実に実行すべく、本計画にも反映すべきである。	退去強制手続における收容の目的は、容疑者の出頭を確保して容疑事実に係る審査を円滑に行い、かつ、最終的に退去強制の処分が確定したときにその者の送還を確実に実施することのほか、本邦内における在留活動を禁止することにあるため、原則、收容して退去強制手続を行っておりますが、個々の事情を考慮し、年齢、健康状態、その他人道上の配慮を必要とする場合は、仮放免を弾力的に運用することとしております。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
110	<p>収容施設等においては、社会一般の水準と同様の水準の医療の提供をすることを徹底すべきであり、改善をするべきである。近時、医療不提供による死亡事故や重篤な健康被害が報告されているが、緊急時の病院への救急搬送については、医療の専門家ではない入管職員が可否を判断するべきではなく、本人の希望により直ちに行うべきである。</p>	<p>被収容者収容施設においては、実情として、常勤医師の確保に苦慮している状況にあるものの、近隣の医療機関の協力を得て、非常勤の医師に交代で日々来診いただいているほか、規模の大きい収容施設では常勤の看護師を確保するとともに、入国警備官に准看護師資格を取得させるための取組を継続しています。また、体調不良を訴える被収容者に対して時間帯により医師の診察を受けるとまがない場合は、体温測定等の結果に異常がみられなくとも安易に重篤な症状にはないと判断せず、ちゅうちよすることなく救急搬送を要請するようという指示を全国の施設に対して発出しております。いずれにしても、医療の提供に万全を期すよう努めてまいります。</p>
111	<p>「初動対応を強化」「速やかな実地検査」「審査や実地検査等の厳正な実施」「監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し等の厳格な運用」については、ぜひ実現をしてほしい。</p>	<p>人権侵害行為をはじめ、不適正に行われる技能実習については、何よりも厳正に対処すべきと認識しており、技能実習生本人からの申告のみならず、関係者や、警察、労働基準監督機関などから寄せられる情報を端緒として、実地調査を行う等して事実関係を確認し、不適正な技能実習が確認できれば、その内容に応じて、「不正行為」を通知し受入れを停止するなどの措置を執り、監理団体等の受入れ機関に対する実地検査や技能実習生本人からの聞き取りを、より充実して行う等することにより、技能実習の実態や技能実習生の要望等をよりの確に把握し、不適正な事案に対応できるよう、今後とも適切に取り組んでまいります。</p>
112	<p>偽装滞在者は、在留資格取消制度の導入によって、当局が意図的に生み出したものであり、当該制度は廃止すべきである。</p>	<p>在留資格取消制度の導入により、偽装滞在者が生じることとなったものではないと認識しています。いずれにしても、新たに受け入れる外国人材を含めて外国人の受入れに当たっては、治安への十分な配慮を行うことが重要であり、不法滞在者・偽装滞在対策を含む犯罪防止に向けた取組について、警察等の関係機関と連携して的確に進めてまいります。</p>
113	<p>送還忌避者の強制送還は、人権上の配慮の上、本人同意を原則とすると同時に、在留特別許可の推進などの人道的な立場からの合法化の検討が望まれる。</p>	<p>退去強制の処分については、入管法の規定に従って適正に執行されることが基本であると考えています。退去強制事由に該当し、退去強制手続を執る者の中には、頑なに送還を忌避する者が少なからず存在するところ、このような送還忌避者の送還に向けては、帰国の説得、護送官が同道する個別送還、チャーター機を利用した集団送還等に努めているところです。なお、退去強制手続が執られた外国人に対し、在留を特別に許可するか否かにつきましては、従来から、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して判断しています。</p>
114	<p>基本計画案では外部医療機関での診察が十分行われているような記述が見られるが、実態は、希望を願い出ても認められるものはごく少数である。収容施設での診療体制が十分でないことを認め、「改善する努力を行う」との文言を加えるべきである。</p>	<p>基本計画においては、Ⅲ6(2)イ⑤に「入国者収容所等視察委員会の意見も踏まえつつ、被収容者の処遇改善に努めていく」と記載しています。なお、被収容者に対する医療機会を増やすため、引き続き医師の確保に努めるなど、医療面を含めた被収容者の適正な処遇に当たり、所要の体制整備に努めております。</p>
115	<p>刑罰法令違反者はすでに刑期を終えているものであり、「仮放免になじまない者」として収容を継続するのは保安処分であり憲法の疑いがある。収容による身体拘束は人権に対する重大な侵害であるという認識に立ち、収容は最も短い適切な期間内にとどめるべきであり、基本計画案に収容代替措置の積極的な検討を明記すべきである。</p>	<p>基本計画においては、仮放免になじまない者の処遇についてⅢ6(2)イ⑤に「看守勤務による動静把握や専門家によるカウンセリングを通じて被収容者の心情の安定を図っていく」と記載しています。なお、被退去強制者の中には、我が国において罪を犯したために刑罰の適用を受けたことにより退去強制令書の発付を受けた者など、一刻も早い送還を優先し、仮放免をすることが適当ではない外国人も存在しており、こういった者については、法に則り、出身国政府の理解と協力を得ながら、速やかな送還を行うことにより、収容期間が長期化しないように今後とも努めてまいります。</p>
116	<p>子どもの権利や家族のつながりなど、人権に基づく在留特別許可を一層推進するとともに、外国人労働者の受入れ拡大を踏まえて、非正規滞在者にも「特定活動」の在留資格取得を認めるべきである。</p>	<p>退去強制の処分については、入管法の規定に従って適正に執行されることが基本であると考えています。退去強制事由に該当し、退去強制手続を執る者の中には、頑なに送還を忌避する者が少なからず存在するところ、このような送還忌避者の送還に向けては、帰国の説得、護送官が同道する個別送還、チャーター機を利用した集団送還等に努めているところです。なお、退去強制手続が執られた外国人に対し、在留を特別に許可するか否かにつきましては、従来から、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して判断しています。</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
117	適正手続保障は個人の尊重の基本である。行政手続法における出入国及び難民認定に関する処分の適用除外を削除するべきである。	外国人の出入国や難民の認定に関する処分は、基本的に国家の主権に関わる事項であるとされており、このような分野について、一般国民に対する通常の処分等を対象とする行政手続法を適用することは同法の意図するところではないため、適用除外としているものと承知しています。 もともと、外国人の利益を保護するため、入管行政の様々な手続において、同法の目的において定められるところの「公正の確保と透明性の向上」を図っているところです。
118	難民認定申請者については、申請中は送還対象とならないこととなっている(入管法61条の2の6)にも関わらず、「実効性のある送還を実施するための方策」をとることは法に反する。	在留資格を有しない外国人から難民認定申請があった場合は、難民認定手続が完了するまでの間、退去強制手続そのものを停止するか、国外送還を停止するかが入管法の中で定められているところ、「実効性のある送還を実施するための方策」を執る対象はいわゆる送還忌避者ですが、この送還忌避者の中には現状において難民認定申請中の者は含まないものと認識しています。
119	難民認定手続の結果によって、在留資格付与や在留特別許可がされるときは、退去強制令書が撤回されることを法は予定しており、在留特別許可については入管法附則(平成21年7月15日法律第79号)第60条2項、第171回国会の衆参両院の法務委員会の附帯決議に従って、ガイドラインの見直しなどによって透明性が向上されなければならない。	難民認定手続の結果については、難民認定者数等に係る報道発表において、難民と認定した事例、難民と認定しなかった事例のほか、人道配慮により在留許可を付与した事例を公表し、それぞれ判断のポイントを公表することで、透明性の向上を図っております。
120	長期収容については、国際人権機関から再三正勧告を受けている。それらをも考慮し、収容期間の上限を定め、逃亡防止に必要な収容をせず、逃亡防止のために仮放免で足りる場合は仮放免許可をする旨、計画に記載するべきである。収容令書、退去強制令書による収容において、収容の必要性について司法審査を要するよう法改正を検討する旨、計画に記載するべき。	御意見のような収容期限を設けることとなれば、送還を頑なに忌避する者については、すべからず仮放免せざるを得なくなるなど、送還業務全体に著しい支障を来すおそれがあるものと考えています。その上で、訴訟提起、難民認定申請、あるいは病気の治療を理由に身体拘束を解く必要が生じたときにおいては、仮放免を請求する被収容者の情状、容疑事実その他諸般の事情を総合的に考慮しつつ、人道上の観点からこれまでも弾力的な運用を図っており、これにより収容が長期化しないように最大限配慮しています。 その上で、お尋ねの退去強制事由のいずれかに該当する容疑のある外国人に対する退去強制手続においては、行政手続として迅速な処理を図る必要から、現在の法制度において、行政官である入国者収容所長や主任審査官が収容令書や退去強制令書の発付、それに仮放免の許否を判断することとしています。 また、退去強制手続に含まれる収容や仮放免に関する処分に不服があれば行政訴訟を提起することができ、これによって、収容や仮放免に関する不利益処分に対する司法機関による審査がなされることから、司法機関による判断の必要はないものと考えております。
121	収容施設視察委員会について、独立性と権限を強めるよう運用改善、法改正が検討されるよう計画に記載するべく、同委員会から意見が出されたのに何ら措置されないようなことがないようにするべき。	視察委員会の委員の任命については、法務大臣が行うことになっており、その人選に当たっては、委員が特定の者に偏らないようにするとともに、選任方法が恣意的なものにならないようにするため、公私の団体から推薦を得て行っているほか、視察委員会の運営も独立した形で行われていることから、同委員会の第三者性は十分に担保されていると考えています。 また、収容施設の視察や被収容者との面接に当たって、入国者収容所長等は必要な協力をしなければならないこととされているほか、被収容者が処遇に関して意見や提案を書面で投函できる「提案箱」については原則として委員が開封することとされているなど、委員が直接被収容者の意見等を把握できるように運用されております。 さらに、視察委員会からの意見については、入国者収容所長等において、できる限り施設運営に反映させるよう配慮し、対応可能なものから順次措置しているところです。
122	被収容者の処遇に関する法律を整備することが必要。国際人権機関から再三正勧告を受けているとおり、被収容者の不服申立制度を、独立機関の設置を含めて充実させるべく、計画に記載すべき。当面、少なくとも刑事収容施設法上の不服制度に劣らない制度を被収容者処遇規則に定めるべき。	出入国管理及び難民認定法第61条の7第6項の規定により定められた被収容者処遇規則においては、不服申出手続や意見聴取の手続が定められています。
7 難民の適正かつ迅速な保護の推進		
123	難民の問題の解決策は、強制送還ができない国の国民を日本に入国させないことである。	我が国への外国人の入国管理については、法令に基づき、適切に対応してまいります。 なお、御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
124	明らかな濫用的申請者に対しては、厳しい対応を取ることができるよう制度を改正すべき。	法務省では、真の難民を迅速に保護するため、昨年1月から、難民認定制度の運用の更なる見直しを行っており、再申請のみならず、初回申請であっても難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者には、原則として、在留を許可しないこととしております。法務省としては、引き続き適切に難民認定手続を行ってまいります。
125	「世界で多くの難民認定申請者を・・・と考えられる」。ここにいう「庇護」には、難民認定を受けた者のみならず、人道的な配慮を理由に在留を認めた者も含めているものと解されるが、どういった数値で判断した上で、こうした表現となったのか。	国連難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)がプレスリリースした「グローバル・トレンド2017」で公表されている統計を参考に、アフガニスタン、イラク、シリアの3か国に係る、欧州等の主要国における申請状況と、我が国における申請状況とを比較した上で、そのように記載しております。
126	收容について、「難民認定申請者は原則として收容されない」とするUNHCRの見解、及び難民申請者の收容は最後の手段であるという国際社会の原則を踏まえた内容の基本計画を定めるべきである。	難民認定手続と退去強制手続は別個・独立の手続ですので、難民認定申請をしている者が不法残留等の退去強制事由に該当する場合には、従来から両手続を並行して行っているところですが、退去強制手続は、原則、身柄を收容した上で手続を進めることとなりますが、仮滞在許可をされた難民認定申請者は收容されず、仮滞在許可をされない申請者に対して退去強制手続を執るに当たっては、諸般の状況を勘案しながら仮放免措置を執るなど、人道上の配慮をしつつ適切に対応しております。
127	「在留特別許可に係るガイドラインの見直しも検討していく」という記載があるが、見直しに当たっては、「子供の最善の利益」といった国際的な原則を盛り込むべき。	「在留特別許可に係るガイドライン」については、内外の諸情勢等も踏まえつつ、必要に応じ、見直しも検討していくこととしています。
128	全ての難民申請者について、常に代理人の立会いが認められる運用がなされることを基本計画において示されたい。また、脆弱性が高い者のインタビューに係る本取扱いについて、2019年以降の方針を示されたい。	全ての難民申請者について、常に代理人の立会いが認められるような運用を行うことは、現時点において考えておりませんが、御意見を踏まえ、親を伴わない年少者等に対するインタビューへの医師、カウンセラー、弁護士等の立会いの試行の実施状況も踏まえ、その後の運用等について検討していく旨追記しました。
129	「真の難民の迅速な保護を図るという目的に適う一定の効果上げている」という表現について、2018年の難民認定数42人は、支援団体の経験からすると依然として不十分な数であるなど、当該表現は実態を反映していないことから、削除すべき。	御意見については、基本計画に記載しているとおり、難民認定申請数は急減する一方で、難民認定数は増加しているという結果を踏まえ、「一定の成果」と記載したものです。
130	「濫用・誤用的な申請が依然として相当数見受けられる状況」という表現について、濫用・誤用的と判断する明確な基準があれば具体的に説明されたい。ないのであれば、この記載は適切ではないことから削除すべき。	濫用・誤用的な申請とは、難民認定申請によって庇護を求めることが主眼ではなく、我が国での就労を目的とすると思われる申請や、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請をいいます。
131	「アフガニスタン・イラク・シリアの出身者の我が国での庇護の状況」について、どのような根拠において、「欧州等の諸外国と比べてもほぼ変わらない」と述べているのか。	UNHCRがプレスリリースした「グローバル・トレンド2017」で公表されている統計を参考に、アフガニスタン、イラク、シリアの3か国に係る、欧州等の主要国における申請状況と、我が国における申請状況とを比較した上で、そのように記載しております。
132	真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護のための取組について、第5次出入国管理基本計画で言及されていた「新しい形態の迫害」を本計画でも言及すべき。	法務省は、定期的に認定・不認定事例の公表を行っているところ、難民認定事例については、重複する事案を除いて、可能な限りすべての事案を公表しており、認定判断の明確化に努めています。「新しい形態の迫害」に関する取組は、基本計画Ⅲ7(3)アの「以上のほか、・・・進めていく」の記載に含まれています。
133	真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護のための取組について、保護対象の明確化だけではなく、適正手続の保障についても諸外国での保護状況を参考にすべき。	法務省は、これまで、難民認定事例・不認定事例の公表、親を伴わない年少者等に対するインタビューへの医師、カウンセラー・弁護士等の立会いの試行、申請の振分け、再申請用の申請書様式の新設などの取組を通じて、真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護に努めております。今後も、国際情勢を見極めながら、必要に応じて、体制、制度及び運用の見直し等について検討を進めてまいります。
134	人道上の配慮による(待避機会としての)在留許可について、対象の明確化だけではなく、対象の拡大を図るべき。基本計画には「国際人権法上の規範」と書かれているが、これが具体的に何を指すのかを例示されたい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、「国際人権法上の規範」については、国際人権法分野における国際的な議論を踏まえつつ、待避機会として在留許可を付与すべき対象の明確化を検討することとしています。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
135	真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護のための取組について、研修の充実について言及されているが、これは法務省の担当官だけではなく、難民審査参与員に対しても行われるべき。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、難民審査参与員間の情報共有や審理の充実を図るため、難民審査参与員向け海外情勢講演会や協議会などを開催しているところ、引き続き、それらを開催することとしております。
136	真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護のための取組について、有識者会議の今後の継続について、基本計画において明記すべき。	御意見については、基本計画の同項目において、「有識者会議委員からの意見等に基づく改善も図りつつ…取り組んで行く。」と記載しておりますので、別途記載する必要はないと考えます。
137	「濫用・誤用的申請に対する措置等を、引き続き確に実施していく」という点について、申請者の生活保障という観点に立った制度の見直しが望まれる。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
138	「濫用・誤用的申請の抑制策：繰り返し申請を行うことで退去強制による送還の回避を意図する悪質な不法滞在者等には送還停止効果に一定の例外を設けること」について、政府による不認定を理由にノン・フルマン原則の適用を除外することは不適切である。法務省の見解を示されたい。	送還停止効果に一定の例外を設ける検討に当たっても、当然ノン・フルマン原則の遵守を確保してまいります。その上で、濫用・誤用的な申請のみを上記例外の対象とすべく、検討してまいります。
139	第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会の提言のうち、うち未だ十分に実施されていない点について、その進捗と今後の方針を基本計画にて明記すべきである。	御意見の提言については、今後もその実現に向け努めてまいります。
140	基本計画案からは「透明性」「公平性」が抜けている。第5次出入国管理基本計画においても、難民の分野で「制度の公平性・透明性の向上を図っていく」と用いられている表現であり、基本計画案の中には「難民への該当性を的確に解釈」との表現があるが、表現としても後退しており、曖昧である。	法務省は、これまで、難民認定事例・不認定事例の公表を拡充し、制度の透明性の向上を図っています。また、親を伴わない年少者等に対するインタビューへの医師、カウンセラー、弁護士等の立会いの試行、申請内容に応じた案件の振分け、再申請用の申請書様式の新設などの取組を通じて、真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護に努めております。このような取組を通じて、「透明性」「公平性」の向上を図っており、更に、御指摘の点については、基本計画Ⅲ7(3)アの「以上のほか…検討を進めていく」の記載に含まれています。
141	基本計画案では、アフガニスタン、イラク、シリアについて我が国での庇護の状況が欧州の諸外国と比べてもほぼ変わらない旨記載があるが、これらの国以外にも世界で申請者の多いナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、トルコ、ミャンマー、中国といった国々については、日本でこれまでに認定された例はない又は数件にとどまるか、最近は全く認定がない状況となっており、この点も分析において記載されるべきである。	全ての国籍を対象とした場合に、我が国での庇護の状況が欧州等の諸外国に比べて低いという点は分析結果として記載していますので、この点について個々の国名を記載する必要はないと考えております。
142	運用の見直しの中で問題となっている「振分け」について、まず客観的な振り分け状況の分析を明らかにすべきである。	具体的な振り分け状況については、プレスリリース等を通じて随時、お示しております。
143	真の難民保護が実現されていない状況において就労制限や在留制限を行うべきではない。難民として保護されるべき者らが送還の対象となってしまうこともあり得るのであって、かかる現状での運用については再度見直すべきである。対応策(今後の方針)で述べられている再申請の制限や送還停止効果に例外を設けることについても行うべきではない。	真の難民を迅速に保護するため、濫用・誤用的な申請に対して就労制限や在留制限といった措置を執ることは、必要な運用であると考えております。なお、濫用・誤用的な申請に対して、再申請事由に制限を設けることや送還停止効果に一定の例外を設けることについても、真の難民を適正かつ迅速に保護する観点からも検討すべき課題であると考えております。
144	現行の難民審査参与員制度による不服申立手続は深刻な機能不全に至っているものであり、基本計画案においても、これを改善するための方策が速やかに検討されるべきことが示されなければならない。	入管法は、難民審査参与員について、人格が高潔であって公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する旨規定しております。法務省としましては、引き続き、法の趣旨に則り、人格・識見ともに適任である方々を難民審査参与員として任命し、制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
145	諸外国では、難民認定が透明性があり整合性のあるものとするために、個別の案件処理をUNHCR等と共同で行う等、いわゆるクオリティの向上と確保のための取組をして国際基準に則った決定をするようになっていったという実践がある。かかる取組を含めた計画を盛り込むべき。	個別案件の処理について、UNHCR等の外部団体が直接的に関与することは適当ではないと考えます。他方で、UNHCR等の関係機関の協力を得つつ研修の充実に取り組むことは、審査の質の更なる向上につながると考えます。いずれにしても、法務省としては、国際情勢を見極めながら、必要に応じて、体制、制度及び運用の見直し等について引き続き検討を進めてまいります。
146	行政において収集した情報については、手続の透明性及び公平性を確保するため、難民認定申請者やその代理人等に公開し、謄写閲覧等ができるようにするべき。	法務省が業務を遂行するにあたり収集した情報の公開又は開示については、関係法令の趣旨を踏まえつつ、適切に対応してまいります。また、難民に関する出身国情報については、法務省のホームページにおいて、米国、英国、豪州による報告書の一部を和訳して掲載しております。
147	難民保護については、政策的配慮や外交的配慮に影響されない、出入国管理や外交政策を所轄する省庁から独立した第三者機関による難民認定手続を確立すべき。	難民条約が対象としている難民も外国人であり、難民の認定をする場合には、在留資格の取得の許可等が必要となるなど難民問題と出入国在留管理行政とは密接に関連しています。そのため、難民の認定に関する業務も出入国在留管理行政上の諸手続と有機的に関連して行われることが適当であり、その業務を出入国在留管理庁で行うことには、合理性があると考えております。
148	日本の難民の認定数、認定率は未だ世界各国と比べてはるかに低く、国際的な認定基準との乖離があるため、制度及び基準の適正化を最優先課題として取り組むべきである。また、行政において収集した一般的な出身国情報については、手続の透明性及び公平性を確保するため、一般に公開し、謄写閲覧等ができるようにするべきである。	法務省としては、引き続き、難民認定制度の充実のため、濫用・誤用的な申請を抑制し、難民認定の迅速・適正化を推進して、真に庇護を必要とする者の迅速な保護に努めてまいります。また、法務省が業務を遂行するにあたり収集した情報の公開又は開示については、関係法令の趣旨を踏まえつつ、適切に対応してまいります。なお、難民に関する出身国情報については、法務省のホームページにおいて、米国、英国、豪州による報告書の一部を和訳して掲載しております。
149	新たな理由や出身国情勢の変化の有無、新たな証拠の有無、過去の審査手続が十分なものであったかどうかを考慮せずに複数回難民認定申請者を濫用的申請者とみなす点は妥当でない。さらに逃亡せず一次的に居住県外に出たなど逃亡以外の条件違反や条件違反のおそれ長期収容するなど、常軌を逸しており、計画案に反対する。	濫用・誤用的な難民認定申請であると判断するに際しては、申請回数のみならず、御意見いただいた点も含め、個々の事案の内容を見て判断してまいります。いずれにしても、法務省としては、個々の事案の内容に応じ、適正かつ迅速な案件処理を行っており、引き続き、真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護に努めてまいります。
150	UNHCRマンデイト難民まで強制送還したことがある法務省の難民認定の判断は、明らかにおかしく、これに関する何らの改善方針も、計画案には示されていない。このような前提では、送還停止効の運用上、法律上の例外を検討することに反対する。	難民認定手続においては、人権と人道に十分配慮した上で適切に実施しているところ、御意見の送還事例は、我が国の司法手続においても難民と認定すべき事情がないと判断されたものです。また、送還停止効果に一定の例外を設けることについては、真の難民を適正かつ迅速に保護する観点から検討すべき課題であると考えております。
151	我が国は、国際人権機関から勧告を受けているとおり、難民認定手続、少なくとも審査請求に関しては、法務省から独立した機関によって担当されるよう法改正されるべきである。せめて速やかに、行政不服審査会への諮問について難民審査請求を除外する現行法を改正し、同審査会へ諮問されるよう、法改正を検討するよう計画に記載すべき。	難民審査参与員制度は、審査請求に対する判断を行うに当たり、外部の有識者である複数の難民審査参与員が多様な観点から意見を述べ、法務大臣においてこれを尊重して結論を出すこととしたものであり、これによって、審査請求手続の公正性・中立性が適切に確保されているものと考えております。法務大臣は、このような難民審査参与員制度の趣旨に従い、難民審査参与員の意見を尊重しつつ、個別具体的に事実関係を検討して、法と証拠に基づいて、適切な判断を行っているところであります。
8 その他		
152	東京出入国在留管理局への来庁者集中を分散させるため、立川などの各出張所でも申請ができる旨、外国人に情報を呼びかけていただきたい。	御意見については、今後の広報活動の参考にさせていただきます。
153	東京出入国在留管理局における窓口の待ち時間を解消してほしい。特に、妊婦や乳幼児を帯同した者又は身体障害などハンディを持つ申請者を考慮し、優先受付をさせることを検討いただきたい。	法務省としては、申請のオンライン化など、窓口の混雑緩和に資する取組を行っているところであります。御意見を踏まえ、更なる改善に努めてまいります。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
154	永住許可の在り方の検討について、より具体的な方針を盛り込むべき。永住許可の在り方の検討については、国民的な議論が欠かせないため、その旨の文言を盛り込むべき。	在留資格「永住者」については、在留活動に制限もなく、在留期間にも制限がないことから、永住許可の在り方については、許可後の取消しも含め、幅広い観点から慎重に検討を行っていく必要があると考えております。
155	永住許可は外国人の社会統合の重要なステップであり、かつ、共生社会の基盤の一つでもある。したがって、共生社会の実現を掲げる日本政府が、今後、より一層、永住許可要件を緩和すべき。	永住許可については、入管法上、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合すると認めることの3つの要件を全て満たすこととされています。